

地域の実情を踏まえた日本型直接支払制度の確立を求める意見書

本県の農業は、温暖な気象条件等の地域特性を生かし、畜産や施設園芸などの多彩な農産物の生産により、食料供給基地としての重要な役割を担っている。また、国民全体に広く利益を及ぼしている農業の多面的機能を保全するため、本県においても農地・水保全管理支払交付金制度に積極的に取り組んでいるところである。

しかしながら、本県の農業農村は、高齢化の進行や担い手の減少、地方自治体の財政逼迫などの課題を抱えている。

このような中、昨今の新聞報道等によると、国において、日本型直接支払制度の創設が検討されているとのことである。

このことは、高齢化の進行や担い手の減少、地方自治体の財政逼迫などの諸課題を抱えた本県農業農村の維持・発展にとって、たいへん重要なことであり、農地・水保全管理の活動に取り組んでいる農業者等にとっても、たいへん心強いことである。

については、現在検討が進められている日本型直接支払制度について、地域の実情を十分に反映し、農業者等が意欲を持って取り組める制度となるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 日本型直接支払の制度設計にあたっては、農業者等が意欲を持って農地維持活動に取り組めるような制度とするとともに、地方負担なしに全額国庫での予算措置を行うこと。
- 2 現行の農地・水保全管理支払交付金制度においては、役員への事務負担の集中等が原因で、取組継続を断念するケースも生じていることから、新制度においては多くの農業者等が取り組み・継続できるよう、特に事務負担の軽減を図るとともに、制度内容の早期提示や地域の推進体制への支援に努めること。
- 3 農地・水保全管理支払交付金制度について、二期対策開始から2年と間もないため、新制度へ円滑な移行ができるよう事務手続等に十分配慮するとともに、現行の活動が円滑に維持できるような交付水準とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文昭殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	林芳正殿
内閣官房長官	菅義偉殿